

GPU 活用促進事業委託業務仕様書

(1) 業務の名称

GPU 活用促進事業委託業務

(2) 業務の目的

本業務では、大分県内企業等における GPU の活用促進に向けて、以下の仕様により業務を行うことを目的とする。

(3) 業務の対象区域

大分県内

(4) 業務の内容

① GPU の活用に向けたイベントの開催

県内企業等における GPU に関する理解の促進を図るため、GPU の活用が期待される企業等を対象としたイベントを開催する。

イベントの内容は、GPU 活用事例の紹介や有識者からの講演、「NVIDIA Jetson Nano」を活用した GPU 活用ワークショップ等、GPU に関する理解を深めることが出来る内容になるよう工夫する。

また、開催については、県内における GPU の活用促進に取り組んでいる「おおいた AI テクノロジーセンター」と連携をとりながら行う。

なお、イベントの内容については、県と調整を行いながら決定する。

- ・ イベント開催数 3 回以上

② GPU の活用に向けた調査等

県内企業における GPU 活用の可能性について、GPU の活用による課題解決や新たなサービスの構築等に向けた調査や検討を行い、GPU プラットフォームの提供に繋げる。

調査等を行う際は、「おおいた AI テクノロジーセンター」と連携をとりながら行う。

- ・ 調査企業数 10 件以上
- ・ GPU プラットフォーム提供企業数 5 件以上

③ とりまとめ

業務成果を基に、報告書を取りまとめて提出する。

(5) その他

① 事業実施

事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、インターネットを活用したヒアリングの実施等、感染拡大防止に十分に配慮して事業を実施する。

② 報告書作成

報告書は、電子媒体を2部、紙媒体を1部納品することとする。

③ 資料等の貸与

業務遂行のために必要となる既往業務の報告書等については、発注者に貸し出しを申し出たうえ、貸与を受けること。なお、貸与する報告書等を、他に貸与すること、これによって知り得た情報を他に公表することは一切してはならない。業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。